

平成 25 年 7 月 6 日

桜順会役員一同

今年度から始まる、『会員更新手続き』についてご説明申し上げます。

平成 24 年の定例総会において『会員更新制』（下記参照）が決議され、平成 11 年設立時の会員の皆様に対して平成 26 年から実施され、本年度中から手続きを始めます。

平成 26 年の対象会員は、子女が平成 11 年卒の 73 名とそれ以前卒の 27 名、合計 100 名です。

会員更新は任意ですが、対象会員の皆様には、是非更新手続きをとって頂きますようお願い申し上げます。

尚、今後入会后 15 年を経過する会員の皆様には、次年度以降、順次会員更新手続きを行って参りますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

桜順会は、順天堂大学スポーツ健康科学部の後援会として、

- ① 会員の皆様に「順大スポーツ」新聞の送付
- ② 卒業生に桜順会賞（スポーツアカデミー賞）の授与
- ③ 大学行事への参加（箱根駅伝応援、卒業式、卒業記念パーティ、学祖祭等）
- ④ 総会の開催（講演会・親睦会）
- ⑤ その他（教職員の皆様との親睦ゴルフ大会など）

を主な活動としております。

皆様が入会された時の入会費によって、これまで上記活動を行うことができ、大学からも感謝されております。このことについて会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

しかし、設立して 14 年も経つと、会員数は 962 名（平成 25 年 3 月末現在）の大世帯となり、会員数に比例する上記①の経費が嵩み、会計の収支バランスが崩れてきつつあります。そこで、①「順大スポーツ」新聞の年 4 回発送の経費 700 円（新聞代も含む）として、10 年間分会費 7,000 円をご負担頂くことになりました。このことにご理解をお願いいたします。

皆様が、更新の是非に拘わらず、順天堂大学スポーツ健康科学部の応援を今後とも続けて頂けることは固く信じております。一方で、大学は常に改革・改善・企画等を考えていますが、もしも緊急に大学から応援要請を受けた場合、迅速に会員に連絡し対応できるためにも後援会名簿に名を連ねて頂ければ、桜順会は幅広く活動できることが期待できますので、是非会員更新をお願い申し上げます。

参考：桜順会会則（抜粋）

（会費）

第 14 条 本会の会費は、2 万円とし、入会時に納入する。

2 入会后 15 年経過した時点で、10 年間分更新会費 7 千円分を一括納入する。

3 上記 2 の更新後は、10 年ごとの更新とし、更新会費は 7 千円とする。

4 更新は会員の任意とする。